

意見書

平成 24 年 11 月 26 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 24 年 10 月 26 日付け情郵審で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「接続料規則及び接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案」及び「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

PSTN 接続料については、本年 9 月 25 日に、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成 25 年度以降の算定の在り方」答申(以下、「答申」という。)が取りまとめられ、PSTN から IP 網への移行の進展を考慮した補正措置が導入されることが示されました。本補正措置については、PSTN から IP 網への移行による影響をコスト算定に反映するという点において、一定の効果があるものと考えます。

しかしながら、本補正措置はあくまで暫定的な措置であり、改良モデルの適用期間中にも接続料がさらに大幅に上昇する可能性も想定されます。答申においても、「適用期間内に算定方式の前提としている事項が大きく変化することが明確になった場合には、今後の環境変化に適切に対応した接続料算定方式となるよう、速やかな見直しに向けた検討を行うことが適当」と示されているため、PSTN から IP 網への進展を踏まえた本格的な対応について、早期に検討着手し、環境変化が生じた場合にも適切に対応できるよう、次期モデルの構築を含め事前に準備しておくことが必要と考えます。

以上